

VI 許可申請等手数料

1 開発行為の許可申請その他申請等の手数料は、下表のとおりである。

「滋賀県使用料および手数料条例 昭和 24 年 4 月 1 日滋賀県条例第 18 号」

開発許可申請手数料（令和 7 年 4 月 1 日改正）（大津市、草津市、彦根市、守山市、米原市、長浜市、近江八幡市、東近江市、甲賀市、湖南市、栗東市、野洲市、高島市への申請は、各市へ確認のこと。）

号	申 請 内 容			手 数 料		
1	法第29条第1項または第2項の開発行為の許可申請の審査	開発行為の許可申請手数料	開発区域の面積(ha)	自己の居住のための開発行為	自己の業務のための開発行為	非自己用のための開発行為
			0.1未満	8,600 円	13,000 円	86,000円
			0.1以上 0.3 "	21,000 円	29,000 円	130,000 円
			0.3 " 0.6 "	43,000 円	64,000 円	190,000 円
			0.6 " 1.0 "	86,000 円	120,000 円	260,000 円
			1.0 " 3.0 "	130,000 円	200,000 円	380,000 円
			3.0 " 6.0 "	170,000 円	260,000 円	500,000 円
			6.0 " 10.0 "	210,000 円	330,000 円	650,000 円
			10.0 "	290,000 円	470,000 円	860,000 円
2	法第35条の2の開発行為の変更許可申請の審査	開発行為の変更許可申請手数料(変更許可申請1件につき、右に掲げる額を合算した額。ただし、その額が86万円をこえるときは、その手数料の額は、86万円)	(ア) 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては、変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に応じ前号に規定する額に1/10を乗じて得た金額 (イ) 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前号に規定する金額	既に許可を受けた区域に変更なく設計変更を行うとき (アに該当)	前号規定額 × 1/10	
				区域の縮小に伴い設計の変更を行うとき (アに該当)	縮小後の面積に応ずる前号規定額 × 1/10	
				設計変更の理由が新たな土地の編入に起因するとき (イに該当)	増面積に応ずる前号規定額	
				区域の増加に伴いかつ、設計の変更を行うとき (アおよびイに該当)	(変更前の区域面積Bに応じる前号規定額×1/10) + (増面積に応じる前号規定額)	
			(ウ) その他	(ア) および(イ) 以外の変更を行うこと	10,000 円	
			3	法第41条第2項ただし書きの許可申請の審査	市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	45,000 円

号	申 請 内 容			手 数 料
4	法第42条第1項ただし書きの許可申請の審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料		24,000 円
5	法第43条の建築等許可申請の審査	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	開発区域の面積(ha)	
			0.1未満	6,400 円
			0.1以上 0.3 "	17,000 円
			0.3 " 0.6 "	36,000 円
			0.6 " 1.0 "	64,000 円
			1.0 "	90,000 円
6	法第45条の地位承継の承認申請の審査	地位承継の承認申請手数料	承認申請をする者の行おうとする開発行為	
			自己の居住のためのものおよび自己の業務のためのものであって開発区域の面積が1ha未満のもの	1,700 円
			自己の業務のためのものであって開発区域の面積が1ha以上のもの	2,600 円
			非自己用のもの	17,000 円
7	法第47条の登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	用紙1枚につき	430 円
8	省令第60条の証明の審査	開発行為又は建築に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料	1件につき	4,300 円

※ 手数料は変更になる場合があります。住宅課または県各土木事務所で確認してください。

優良宅地認定申請手数料（令和7年4月1日改正）

申 請 内 容		手 数 料
租税特別措置法に基づく優良宅地の認定申請の審査	造成宅地面積(ha)	
	0.1以上 0.3未満	130,000 円
	0.3 " 0.6 "	190,000 円
	0.6 " 1.0 "	260,000 円
	1.0 " 3.0 "	390,000 円
	3.0 " 6.0 "	500,000 円
	6.0 " 10.0 "	650,000 円
	10.0 "	860,000 円

※ 手数料は変更になる場合があります。住宅課または県各土木事務所で確認してください。